



倫理委員会規程

2019 年 1 月 31 日 第 8 回理事会承認

(目的)

第 1 条 本規程は、日本原子力学会（以下、「本会」という）定款細則第 6 条および組織規程（0103）第 3 条により設置された倫理委員会（以下、「委員会」という）の組織・運営を定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議および実施する。

- （１）本会の制定した倫理規程（1301）（前文，憲章，行動の手引）の改定案の作成等，倫理規程に関する事項
- （２）倫理問題の事例集や教材の発行
- （３）研究会等の実施
- （４）原子力関連の倫理に関連する事項の現状調査
- （５）倫理問題に関する意見の表明
- （６）その他必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げるメンバーをもって組織する。

- （１）委員
- （２）特別委員

2 委員会には、委員長 1 名，副委員長 1 名，幹事 1 名をおく。

3 特別委員は、担当副会長および理事若干名とする。

第 4 条 委員会の円滑な運営を図るため，幹事会をおくことができる。委員会の下には，小委員会，ワーキンググループ，タスク等をおくことができる。

(任期)

第 5 条 第 3 条第 1 項の委員の任期は 2 年とし，再任を妨げない。ただし，補充，交代により就任する委員の任期は他の委員と同じときまでとする。特別委員の任期は，職務としての任期とし，任期途中で交代した特別委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 6 条 委員長は，委員のうちから会長が指名する。

2 委員長は，委員会を招集し，会務を総括する。

3 委員長は、議案に関し特別委員と必要に応じ情報の共有を図る。

(副委員長)

第7条 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

(幹事)

第8条 幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

2 幹事は、委員長、副委員長を補佐して会務を整理する。

(委員)

第9条 委員は、会務を処理する。

(特別委員)

第10条 特別委員は、会長が指名する。

2 特別委員は、委員会の議事に参加する。

(委嘱)

第11条 委員は、会長が委嘱する。

2 委員会に設置される幹事会、小委員会、ワーキンググループ、タスク等のメンバーは委員会で決定し、委員長が委嘱する。

(議事)

第12条 委員会は、委員総数の過半数の出席により成立する。

2 委員会の議事は、特に定めのない場合、委員会メンバーの出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 特に定めのある場合や、緊急もしくは委員会が定足数に達せず不成立の場合は、別に定めるメール審議により議決することができる。

(代理者)

第13条 委員は、やむをえず委員会を欠席する場合、その代理者を指名することができる。代理者は委員と同じ権利を有する。

2 特別委員は、やむをえず委員会を欠席する場合、他の理事を代理者として指名することができる。代理者は特別委員と同じ権利を有する。

(委員および特別委員以外の者の出席)

第14条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員および特別委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(議事録)

第 15 条 委員会の議事録は、幹事が作成し、議案ならびに議事経過の概要、決議の主文等を記載して、委員会の承認を経て保存しなければならない。

(理事会への報告)

第 16 条 委員会の議決事項は、委員長または委員となっている理事、もしくは特別委員が、理事会に報告するものとする。

(改定)

第 17 条 本規程の改定は、倫理委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

(雑則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

- 1 平成 13 年 9 月 25 日 第 436 回理事会承認・制定、同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成 15 年 1 月 28 日 第 449 回理事会承認
 - ② 平成 19 年 7 月 30 日 第 489 回理事会承認
 - ③ 平成 22 年 3 月 17 日 第 508 回理事会承認
 - ④ 平成 28 年 5 月 12 日 第 91 回倫理委員会起案、平成 28 年 5 月 24 日 第 8 回理事会承認
 - ⑤ 2018 年 12 月 21 日 倫理委員会メール審議起案、2019 年 1 月 31 日 第 8 回理事会承認

附則

- 1 平成 28 年 5 月 24 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 2 2019 年 1 月 31 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。